

資料 2

総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について (見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)

平成6年3月3日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が各々の有する機能を有効に活用し、かつ、複雑に組み合わせられ、一丸となって工事の目的物を創り上げることにある。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、この関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

本協議会では、この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係について、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場に立って、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たす必要があるという契約の原点に立ち返り、総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の適正化を推進するための方策を検討しているところである。

昨年度においては、総合工事業者、専門工事業者双方が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項およびその適正な手順を「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」として取りまとめ、業界への周知徹底を図っている。

今年度においては、この指針の検討過程において是正すべきと指摘されていた、工事の着工から精算に至るまでの適正な契約履行、具体的には“見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応”について、その適正化を図るべく検討を行ってきたところである。

総合工事業者と専門工事業者の間で締結される工事請負契約は、

- ・ 契約内容が明確であること
- ・ 契約当事者双方の対等性が確保されていること
- ・ 契約当事者双方の責任範囲が明確であること

が大原則である。契約締結に至るまでの現場説明や図渡しにおいて提示される各種の見積に必要な条件を総合工事業者、専門工事業者双方が確認を行い、不明な事項がないように十分な協議を行うことは、契約当事者としての当然の責務である。